

平成22年度 草津市路上喫煙対策委員会 次 第

日時 平成23年1月20日(木)

午前10時30分～

場所 4階 行政委員会室

1 開 会

2 開会あいさつ

3 委員の紹介

4 委員長・副委員長の選出

5 議事

(1) 路上喫煙対策の現状と課題について

(2) 今後の取組みについて

6 その他

7 閉 会

草津市路上喫煙対策委員会委員名簿

(50音順・敬称略)

	氏 名	役 職 等
1	<small>おかざ たかお</small> 岡座 隆雄	草津市たばこ小売人連盟 副会長
2	<small>おがさわら のぶこ</small> 小笠原 順子	草津市PTA連絡協議会
3	<small>きたがわ よしかず</small> 北川 義和	一般公募委員（喫煙者）
4	<small>こばやし たつお</small> 小林 達男	草津市自治連合会 役員
5	<small>こまい よしゆき</small> 駒井 喜行	草津市商店街連盟 会長
6	<small>てらお あつし</small> 寺尾 敦史	滋賀県健康福祉部技監（草津保健所長）
7	<small>なかの ゆうこ</small> 仲野 優子	一般公募委員（非喫煙者）
8	<small>ひらがき かんじ</small> 平柿 完治	弁護士

草津市路上喫煙の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙の防止により、路上喫煙による身体および財産への被害の防止ならびに健康への影響の抑制を図り、もって市民等の安心かつ安全で健康な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙 道路等（道路等を管理する権限を有する者が喫煙することができる場所として指定した場所を除く。）において、たばこを吸うことまたは火のついたたばこを所持することをいう。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車および普通自動二輪車を除く。）の車内においてこれらの行為をする場合は、この限りではない。
- (2) 道路等 道路その他の公共の場所（室内およびこれに準ずる環境にある場所を除く。）をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、もしくは滞在し、または市内を通過する者をいう。

(市の責務)

第3条 本市は、路上喫煙の防止に関する施策を実施するとともに、路上喫煙の防止に関する市民等および事業者の意識の啓発に努めなければならない。

(市民等および事業者の責務)

第4条 市民等は、他人に迷惑を及ぼし、または被害を与えるおそれのある路上喫煙をしないよう努めなければならない。

- 2 市民等および事業者は、路上喫煙の防止に関する本市の施策に協力しなければならない。

(路上喫煙禁止区域の指定)

第5条 市長は、市民等の身体および財産への被害を防止し、または市民等の健康への影響を抑制するため、特に路上喫煙を禁止する必要があると認められる区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定は、期間または時間を限って行うことができる。
- 3 市長は、路上喫煙禁止区域を指定したときは、規則で定める事項を告示する。

(路上喫煙禁止区域の指定の変更または解除)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域の指定を変更し、または解除することができる。

- 2 前条第2項および第3項の規定は、前項の規定による路上喫煙禁止区域の指定の変更または解除について準用する。

(路上喫煙禁止区域における路上喫煙の禁止)

第7条 市民等は、路上喫煙禁止区域において路上喫煙をしてはならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

草津市路上喫煙の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市路上喫煙の防止に関する条例（平成19年草津市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(路上喫煙対策委員会)

第2条 路上喫煙禁止区域の指定等について、市長に意見を具申するため、草津市路上喫煙対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員の定数は、10人以内とする。

3 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。

5 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により定める。

6 委員会の委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

7 委員長に事故あるとき、または欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

8 委員会は、第1項に規定する意見具申を行うため必要があると認めるときは、職員その他関係者に対して、出席を求めて意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

9 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

第4条 委員会の庶務は、市民環境部生活安心課において処理する。

第5条 第2条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(路上喫煙禁止区域の標識等の設置)

第6条 市長は、条例第5条第1項の規定により路上喫煙禁止区域を指定したときは、当該区域内で公衆が見やすい場所に、路上喫煙禁止区域である旨を表示した標識および当該路上喫煙禁止区域の図を設置するものとする。

(路上喫煙禁止区域の指定等をする際に告示する事項)

第7条 条例第5条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 指定した路上喫煙禁止区域および当該区域の名称

(2) 条例第5条第2項の規定により期間または時間を限って路上喫煙禁止区域を指定した場合にあっては、その期間または時間

(3) 路上喫煙禁止区域の指定の効力が生じる日

2 条例第6条第2項の規定において準用する条例第5条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 路上喫煙禁止区域の指定を変更し、または解除した区域およびその名称

(2) 路上喫煙禁止区域の指定の変更または解除の内容

(3) 路上喫煙禁止区域の指定の変更または解除の効力が生じる日

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年4月1日規則第8号) 抄

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

草津市の路上喫煙対策について

平成19年12月

路上喫煙の防止に関する条例・・・可決

平成20年4月1日

条例施行

平成20年12月1日

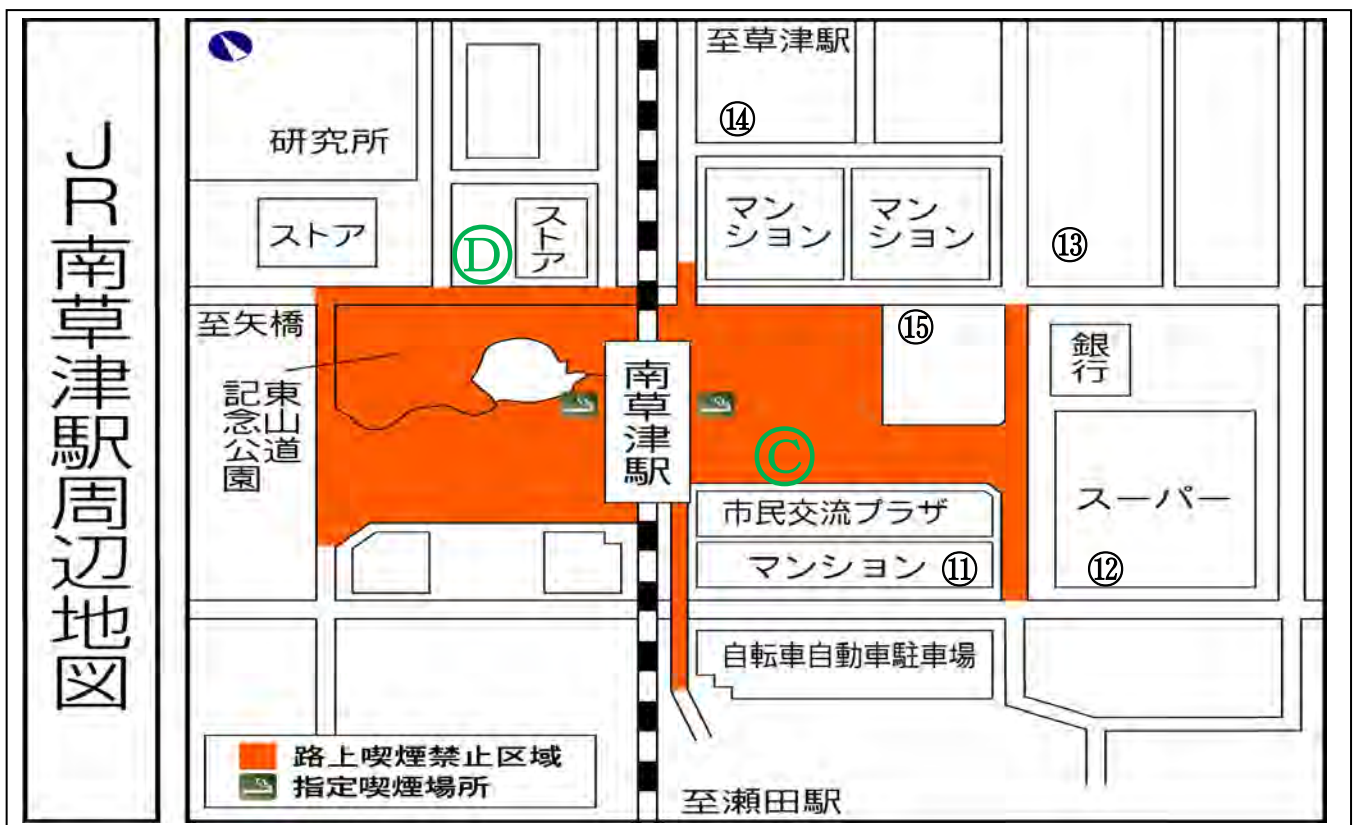
禁止区域の指定

路上喫煙対策の現在の取組み

- ① 市臨時職員（2名）による巡視啓発活動
（早朝、夕方の啓発を含む）
- ② 路上喫煙率調査
（通行者に占める喫煙者の割合調査）
- ③ マナースペースの利用者向け啓発活動
- ④ 禁止区域のポイ捨てゴミ等収集活動
- ⑤ マナースペースの灰皿清掃（委託業務）
- ⑥ マナースペースの吸い殻収集調査等

定点調査および定点外調査

調査地点

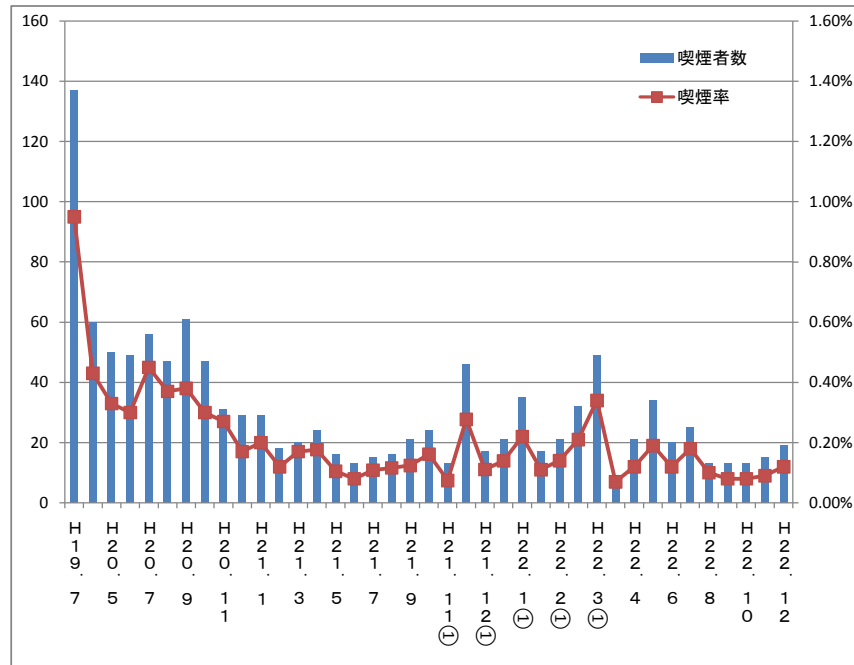


路上喫煙状況について《定点調査全体》

	喫煙者数	喫煙率
H19. 7	137	0.95%
H20. 4	60	0.43%
H20. 5	50	0.33%
H20. 6	49	0.30%
H20. 7	56	0.45%
H20. 8	47	0.37%
H20. 9	61	0.38%
H20. 10	47	0.30%
H20. 11	31	0.27%
H20. 12	29	0.17%
H21. 1	29	0.20%
H21. 2	18	0.12%
H21. 3	20	0.17%
H21. 4	24	0.18%
H21. 5	16	0.10%
H21. 6	13	0.08%
H21. 7	15	0.11%
H21. 8	16	0.12%
H21. 9	21	0.12%
H21. 10	24	0.16%
H21. 11(1)	13	0.07%
H21. 11(2)	46	0.28%
H21. 12(1)	17	0.11%
H21. 12(2)	21	0.14%
H22. 1(1)	35	0.22%
H22. 1(2)	17	0.11%
H22. 2(1)	21	0.14%
H22. 2(2)	32	0.21%
H22. 3(1)	49	0.34%
H22. 3(2)	8	0.07%
H22. 4	21	0.12%
H22. 5	34	0.19%
H22. 6	20	0.12%
H22. 7	25	0.18%
H22. 8	13	0.10%
H22. 9	13	0.08%
H22. 10	13	0.08%
H22. 11	15	0.09%
H22. 12	19	0.12%

条例施行

禁止区域施行

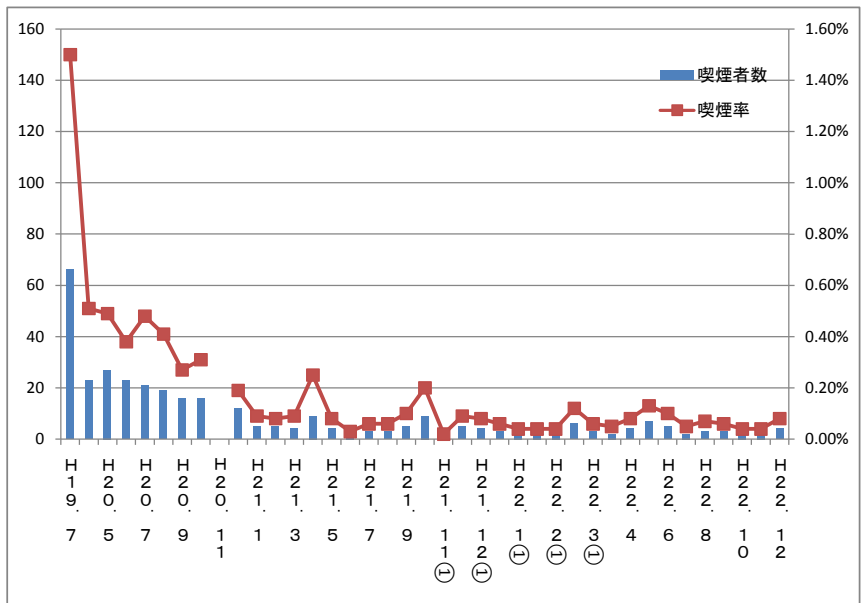


《草津駅東(平和堂草津店前)》A地点

	喫煙者数	喫煙率
H19. 7	66	1.50%
H20. 4	23	0.51%
H20. 5	27	0.49%
H20. 6	23	0.38%
H20. 7	21	0.48%
H20. 8	19	0.41%
H20. 9	16	0.27%
H20. 10	16	0.31%
H20. 11		
H20. 12	12	0.19%
H21. 1	5	0.09%
H21. 2	5	0.08%
H21. 3	4	0.09%
H21. 4	9	0.25%
H21. 5	4	0.08%
H21. 6	2	0.03%
H21. 7	3	0.06%
H21. 8	3	0.06%
H21. 9	5	0.10%
H21. 10	9	0.20%
H21. 11(1	0.02%
H21. 11(5	0.09%
H21. 12(4	0.08%
H21. 12(3	0.06%
H22. 1①	2	0.04%
H22. 1②	2	0.04%
H22. 2①	2	0.04%
H22. 2②	6	0.12%
H22. 3①	3	0.06%
H22. 3②	2	0.05%
H22. 4	4	0.08%
H22. 5	7	0.13%
H22. 6	5	0.10%
H22. 7	2	0.05%
H22. 8	3	0.07%
H22. 9	3	0.06%
H22. 10	2	0.04%
H22. 11	2	0.04%
H22. 12	4	0.08%

条例
施行

禁止
区域
施行



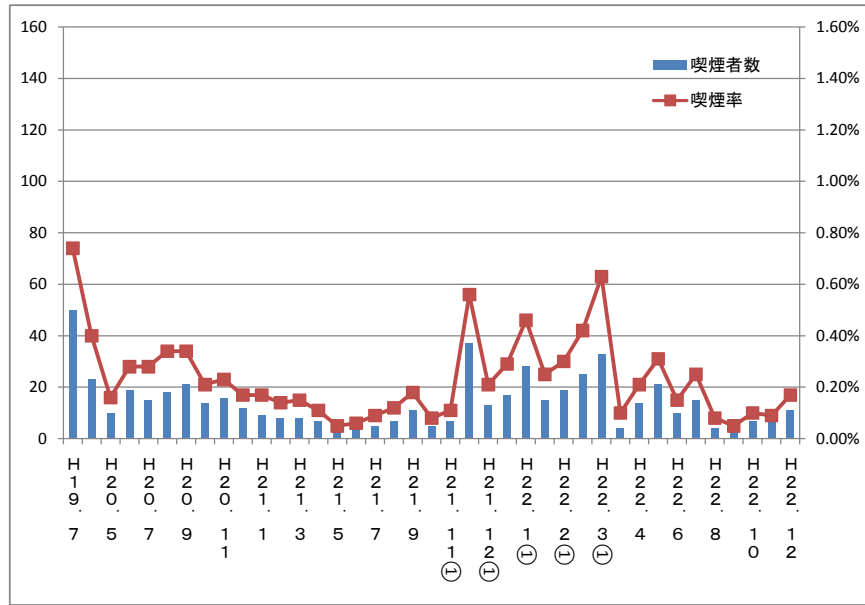
《草津駅西(草津駅西口バス降場前)》 B地点

喫煙者数 喫煙率

H19. 7	50	0.74%
H20. 4	23	0.40%
H20. 5	10	0.16%
H20. 6	19	0.28%
H20. 7	15	0.28%
H20. 8	18	0.34%
H20. 9	21	0.34%
H20. 10	14	0.21%
H20. 11	16	0.23%
H20. 12	12	0.17%
H21. 1	9	0.17%
H21. 2	8	0.14%
H21. 3	8	0.15%
H21. 4	7	0.11%
H21. 5	3	0.05%
H21. 6	4	0.06%
H21. 7	5	0.09%
H21. 8	7	0.12%
H21. 9	11	0.18%
H21. 10	5	0.08%
H21. 11(7	0.11%
H21. 11(37	0.56%
H21. 12(13	0.21%
H21. 12(17	0.29%
H22. 1①	28	0.46%
H22. 1②	15	0.25%
H22. 2①	19	0.30%
H22. 2②	25	0.42%
H22. 3①	33	0.63%
H22. 3②	4	0.10%
H22. 4	14	0.21%
H22. 5	21	0.31%
H22. 6	10	0.15%
H22. 7	15	0.25%
H22. 8	4	0.08%
H22. 9	3	0.05%
H22. 10	7	0.10%
H22. 11	7	0.09%
H22. 12	11	0.17%

条例施行

禁止区域施行

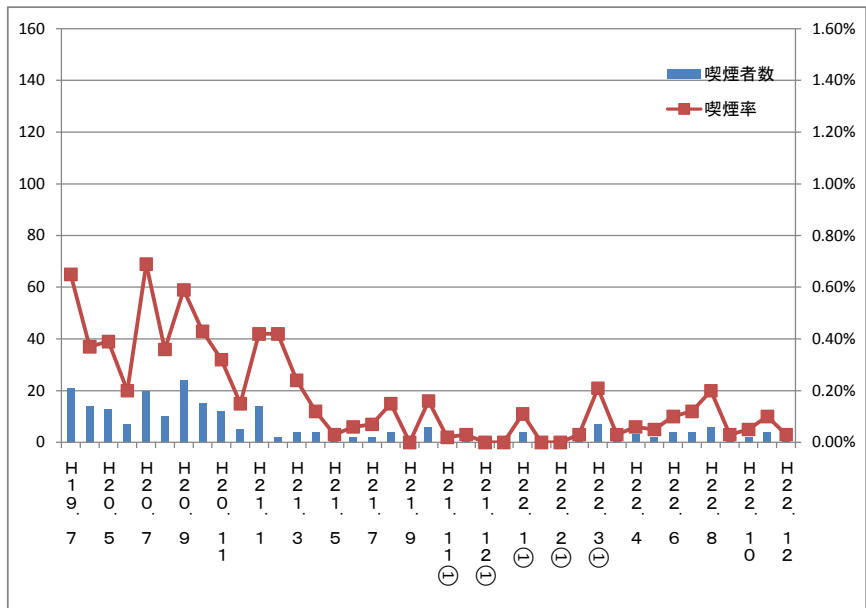


《南草津駅東(南草津駅東口バス降場前)》 C地点

	喫煙者数	喫煙率
H19. 7	21	0.65%
H20. 4	14	0.37%
H20. 5	13	0.39%
H20. 6	7	0.20%
H20. 7	20	0.69%
H20. 8	10	0.36%
H20. 9	24	0.59%
H20. 10	15	0.43%
H20. 11	12	0.32%
H20. 12	5	0.15%
H21. 1	14	0.42%
H21. 2	2	0.42%
H21. 3	4	0.24%
H21. 4	4	0.12%
H21. 5	1	0.03%
H21. 6	2	0.06%
H21. 7	2	0.07%
H21. 8	4	0.15%
H21. 9	0	0.00%
H21. 10	6	0.16%
H21. 11(1	0.02%
H21. 11(1	0.03%
H21. 12(0	0.00%
H21. 12(0	0.00%
H22. 1①	4	0.11%
H22. 1②	0	0.00%
H22. 2①	0	0.00%
H22. 2②	1	0.03%
H22. 3①	7	0.21%
H22. 3②	1	0.03%
H22. 4	3	0.06%
H22. 5	2	0.05%
H22. 6	4	0.10%
H22. 7	4	0.12%
H22. 8	6	0.20%
H22. 9	1	0.03%
H22. 10	2	0.05%
H22. 11	4	0.10%
H22. 12	1	0.03%

条例施行

禁止区域施行



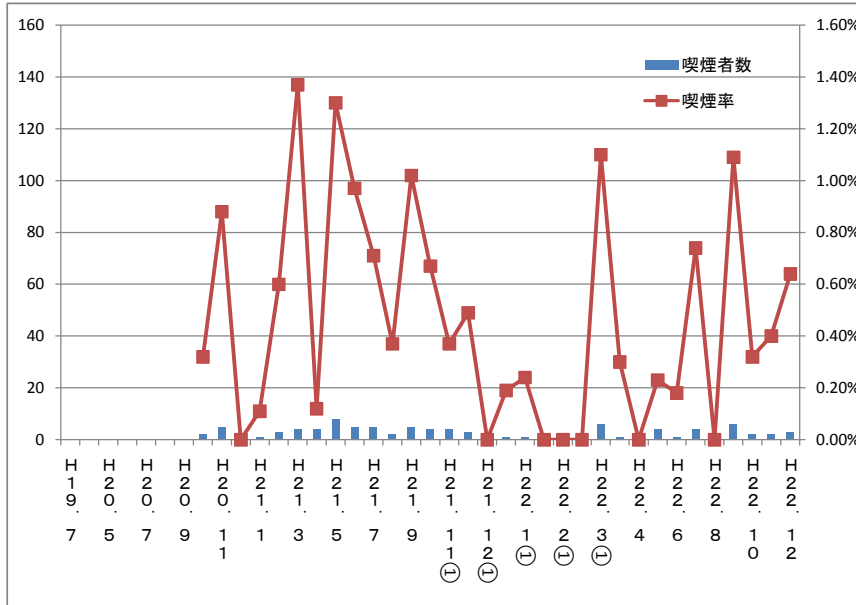
《南草津駅西(東山道記念公園北側県道歩道)》D地点

喫煙者数 喫煙率

H19. 7		
H20. 4		
H20. 5		
H20. 6		
H20. 7		
H20. 8		
H20. 9	H20. 10から調査開始	
H20. 10	2	0.32%
H20. 11	5	0.88%
H20. 12	0	0.00%
H21. 1	1	0.11%
H21. 2	3	0.60%
H21. 3	4	1.37%
H21. 4	4	0.12%
H21. 5	8	1.30%
H21. 6	5	0.97%
H21. 7	5	0.71%
H21. 8	2	0.37%
H21. 9	5	1.02%
H21. 10	4	0.67%
H21. 11(4	0.37%
H21. 11(3	0.49%
H21. 12(0	0.00%
H21. 12(1	0.19%
H22. 1①	1	0.24%
H22. 1②	0	0.00%
H22. 2①	0	0.00%
H22. 2②	0	0.00%
H22. 3①	6	1.10%
H22. 3②	1	0.30%
H22. 4	0	0.00%
H22. 5	4	0.23%
H22. 6	1	0.18%
H22. 7	4	0.74%
H22. 8	0	0.00%
H22. 9	6	1.09%
H22. 10	2	0.32%
H22. 11	2	0.40%
H22. 12	3	0.64%

条例
施行

禁止
区域
施行



定点外調査結果 草津駅東口方面

	調査地点	調査日	調査時間	通行者数 (歩行者+自転車 +喫煙者+小学 生以下)	歩行者数	自転車	喫煙者	小学6年生 以下	喫煙者率 (喫煙率/通行者数)
①	大路交差点	11月15日(月)	7:30~8:30	905	318	574	0	13	0.00%
②	渋川交差点	11月15日(月)	7:30~8:30	564	270	214	5	75	0.89%
③	KUSATU TOWER前	11月16日(火)	7:30~8:30	856	688	152	5	11	0.58%
④	しがぎん前	11月16日(火)	7:30~8:30	377	240	125	2	10	0.53%
⑤	立岡写真館前	11月17日(水)	7:30~8:30	1,319	1,223	89	0	7	0.00%
⑥	商店街アーケード南端	11月17日(水)	7:30~8:30	1,777	594	1,174	1	8	0.06%
総合計				5,798			13		0.22%

定点外調査結果 草津駅西口方面

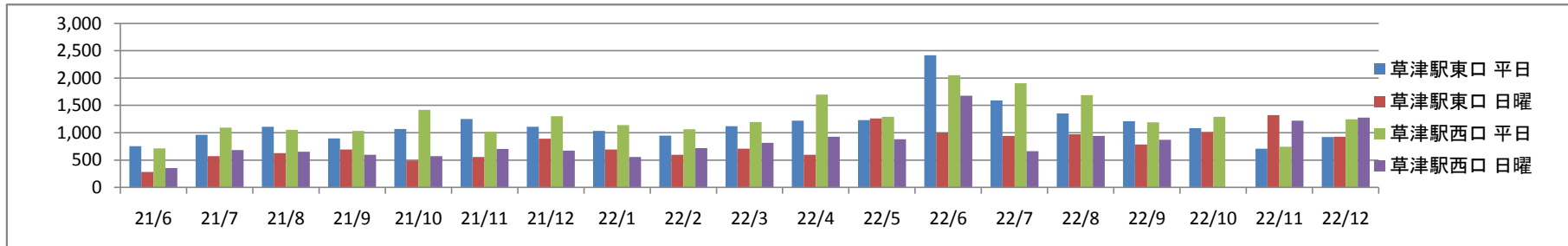
	調査地点	調査日	調査時間	通行者数 (歩行者+自転車 +喫煙者+小学 生以下)	歩行者数	自転車	喫煙者	小学6年生 以下	喫煙者率 (喫煙率/通行者数)
⑦	エストピアホテル前	11月18日(木)	7:30~8:30	766	399	297	1	69	0.13%
⑧	JR社宅前	11月18日(木)	7:30~8:30	464	140	319	2	3	0.43%
⑨	市営駐輪場前	11月19日(金)	7:30~8:30	1,424	1,007	412	4	1	0.28%
⑩	びわこ通り駅西ロード交 差点	11月19日(金)	7:30~8:30	452	285	157	1	9	0.22%
総合計				3,106			8		0.26%

定点外調査結果 南草津駅東口方面

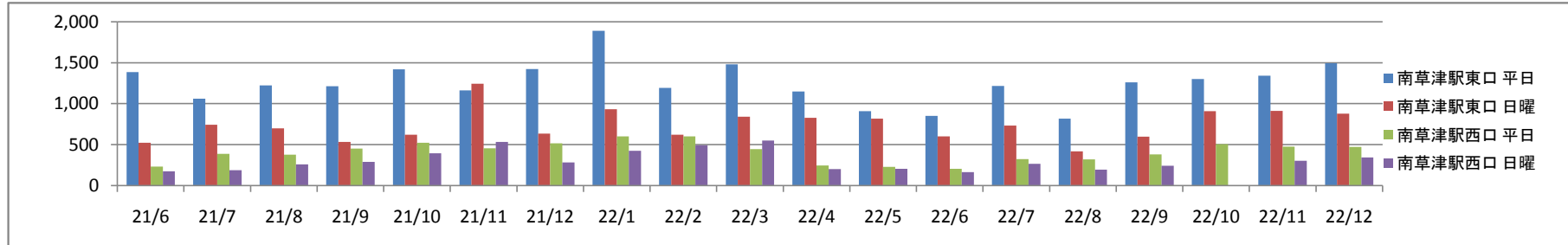
	調査地点	調査日	調査時間	通行者数 (歩行者+自転車 +喫煙者+小学 生以下)	歩行者数	自転車	喫煙者	小学6年生 以下	喫煙者率 (喫煙率/通行者数)
⑪	南草津駅前駐輪場前	11月22日(月)	7:30~8:30	147	105	39	3	0	2.04%
⑫	西友駐輪場前	11月22日(月)	7:30~8:30	214	134	73	0	7	0.00%
⑬	南草津駅口交差点	11月24日(火)	7:30~8:30	622	396	215	4	7	0.64%
⑭	南草津駅北側階段付近	11月24日(火)	7:30~8:30	339	238	18	6	77	1.77%
⑮	南草津au前	11月24日(火)	7:30~8:30	597	402	189	1	5	0.17%
総合計				1,919			14		0.73%

マナースペース吸殻実績グラフ

【草津駅】



【南草津駅】



マナースペース吸殻実績表

草津駅東口	平日	21/6	21/7	21/8	21/9	21/10	21/11	21/12	22/1	22/2	22/3	22/4	22/5	22/6	22/7	22/8	22/9	22/10	22/11	22/12
	日曜	753	961	1,107	895	1,066	1,252	1,107	1,033	947	1,117	1,222	1,233	2,421	1,592	1,353	1,209	1,085	707	922
草津駅西口	平日	282	567	624	690	490	555	888	690	594	706	596	1,263	1,000	940	971	781	1,014	1,321	923
	日曜	714	1,093	1,055	1,030	1,419	1,015	1,300	1,138	1,062	1,193	1,697	1,292	2,052	1,907	1,686	1,190	1,291	742	1,247
南草津駅東口	平日	350	683	650	597	567	700	669	555	715	813	924	879	1,678	660	941	868	1,176	1,219	1,277
	日曜	1,385	1,062	1,224	1,212	1,422	1,164	1,425	1,893	1,193	1,480	1,149	910	852	1,217	817	1,262	1,300	1,341	1,494
南草津駅西口	平日	522	743	700	531	622	1,243	634	933	622	839	827	818	600	732	417	596	908	913	878
	日曜	230	387	376	450	522	454	514	600	600	443	244	228	204	322	320	381	506	475	470
	日曜	173	188	257	288	393	532	283	424	493	548	200	204	164	263	192	240	276	300	344

平成22年8月3日

7月26日・30日に草津駅東口・西口マナースペース利用調査を実施いたしました。つきましては、実施結果を別紙のとおり報告します。

記

1. 実施日	平成22年7月26日（月）	草津駅東口
	平成22年7月30日（金）	草津駅西口

2. 現地の状況

【東口】

- ・ マナー違反者の多数は、マナースペース範囲外での喫煙者であった。
- ・ マナースペース利用者数が少ない時間帯は違反者の数も少なく、利用者もマナースペースを意識している。
- ・ 利用者が増加してくると、一人ひとりが距離をとって喫煙するため、必然的に人の輪が広がり違反者が多くなっている。

【西口】

- ・ 利用者の半数が違反者であり、東口に比べ、歩きタバコ等の悪質な違反者が多い。
- ・ マナースペース範囲外で喫煙を開始し、終始範囲外で喫煙する形になっている。
- ・ 利用者が増加してくると、一人ひとりが距離をとって喫煙するため、必然的に人の輪が広がり違反者が多くなっている。

3. 今後の対応策

- ①現在行っている、啓発活動時間の変更（調査の結果から、朝・夕方の利用者、違反者が多いため重点的に啓発を行う必要性あり。）
- ②啓発方法の変更（ポスター・看板等を設置し、マナースペース内での喫煙を促す。）

これらの対応策が考えられるが、マナースペースの利用状況の改善に向けて、どの対応策を講じることで効果が表れるのか協議・検討する。

マナースペース利用調査票
 日付 平成22年7月30日
 場所 草津駅 西口

7時～9時																								計	
7:05	7:10	7:15	7:20	7:25	7:30	7:35	7:40	7:45	7:50	7:55	8:00	8:05	8:10	8:15	8:20	8:25	8:30	8:35	8:40	8:45	8:50	8:55	9:00		
利用人数	15	8	8	5	10	16	13	9	13	19	13	18	7	2	4	9	5	8	7	8	13	9	7	5	231
マナー違反者	4	5	5	4	10	10	7	3	5	10	5	11	2		3	3	2	5	4	3	8	4	5	3	121
バンク回数					1							3													4

9時～11時																								計	
9:05	9:10	9:15	9:20	9:25	9:30	9:35	9:40	9:45	9:50	9:55	10:00	10:05	10:10	10:15	10:20	10:25	10:30	10:35	10:40	10:45	10:50	10:55	11:00		
利用人数	5	3	5	1	2	6	5	0	2	2	5	3	0	3	2	4	2	0	2	1	4	1	2	0	60
違反者	2	2	1	1	2	2	1		1		1	1		1			1				2	1			19
バンク回数																									0

11時～13時																								計	
11:05	11:10	11:15	11:20	11:25	11:30	11:35	11:40	11:45	11:50	11:55	12:00	12:05	12:10	12:15	12:20	12:25	12:30	12:35	12:40	12:45	12:50	12:55	13:00		
利用人数	1	0	1	3	2	2	2	3	2	1	4	4	1	5	2	4	3	0	3	4	1	2	2	3	55
マナー違反者				2	2	2	2	3	2		2	2	1	3	1	2	3		1	2	1	2	2	2	37
バンク回数																									0

13時～15時																								計	
13:05	13:10	13:15	13:20	13:25	13:30	13:35	13:40	13:45	13:50	13:55	14:00	14:05	14:10	14:15	14:20	14:25	14:30	14:35	14:40	14:45	14:50	14:55	15:00		
利用人数	2	0	2	2	3	3	3	9	4	3	2	5	4	4	2	6	2	5	2	2	1	2	4	2	74
マナー違反者	2	0	1	1	1	1	2	7	2	3	1	2	4	1	1	2	3	3	1	2		2	3		45
バンク回数																									0

15時～17時																								計	
15:05	15:10	15:15	15:20	15:25	15:30	15:35	15:40	15:45	15:50	15:55	16:00	16:05	16:10	16:15	16:20	16:25	16:30	16:35	16:40	16:45	16:50	16:55	17:00		
利用人数	3	5	2	1	3	3	2	1	3	2	1	3	2	0	3	3	2	2	2	4	5	0	1	2	54
マナー違反者		2	1		1	1	1		1	1		1	1			2		1	1	1	2				17
バンク回数																									0

17時～19時																								計	
17:05	17:10	17:15	17:20	17:25	17:30	17:35	17:40	17:45	17:50	17:55	18:00	18:05	18:10	18:15	18:20	18:25	18:30	18:35	18:40	18:45	18:50	18:55	19:00		
利用人数	3	5	1	0	7	1	6	2	3	2	3	6	3	10	4	4	7	5	6	5	5	4	10	5	107
マナー違反者	2	3			3	1	3					4	1	3	2	2	4	4	2	5	1	4	6	2	54
バンク回数														1									1		2

マナースペース利用調査票
 日付 平成22年9月24日
 場所 南草津駅 東口

	7時～9時																								計
	7:05	7:10	7:15	7:20	7:25	7:30	7:35	7:40	7:45	7:50	7:55	8:00	8:05	8:10	8:15	8:20	8:25	8:30	8:35	8:40	8:45	8:50	8:55	9:00	
利用人数	10	9	7	12	10	8	8	7	9	5	7	4	12	13	14	5	4	7	7	4	6	4	6	7	185
マナー違反者	2	7	0	4	2	0	5	3	4	4	2	9	3	5	3	0	0	1	1	2	1	0	1	59	
バンク回数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
バス待ち者	14	12	3	49	15	4	25	8	22	0	24	12	15	48	36	25	26	15	0	0	0	4	7	0	364



7:04



7:05



7:05



7:15



7:20



7:26

JR草津駅東口



JR草津駅西口



JR南草津駅東口



JR南草津駅西口

